

6. 景観重要建造物又は 景観重要樹木の指定の方針

6-1 景観重要建造物の指定の方針

指定の方針計画

景観重要建造物は、国宝や重要文化財等の文化財保護法に基づいて指定された建造物には適用されないが(景観法第19条第3項)、歴史的または芸術的価値の高さを問うだけではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものである。このため、建築年代は比較的新しくても、地域の良好な景観形成の模範となる建造物や町民に親しまれ、愛されている建造物も指定の対象とする。

指定基準

道路や公園等の公共空間から容易に望見でき、以下に示す項目のいずれかに該当する外観を有した建造物を、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物に指定する。

- ①地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ②優れたデザインを有し、地域のシンボル的な存在であり、良好な景観形成に寄与するもの
- ③地域の良好な景観形成の模範となる建造物
- ④町民に親しまれ、愛されている建造物

景観重要建造物の候補

上記に示す方針や基準を満たす以下の建造物を景観重要建造物の候補とする。

旧吾妻第三小学校校舎	積善館本館
旧大岩学校	旧五反田学校
大国魂神社	薬師堂のお籠堂
神保家住宅(ヤマセ)	白井屋
町田家住宅(カクイチ)	

※六合地区に分布する養蚕農家について、所有者等の同意が得られる場合には、個別に景観重要建造物に指定することで、養蚕の歴史を継承していく。

6-2 景観重要樹木の指定の方針

指 定 の 方 針

景観重要樹木は、特別史跡名勝天然記念物等の文化財保護法に基づいて指定された樹木には適用されないが（景観法第28条第3項）、歴史的または学術的な価値の高さを問うだけではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものである。このため、学術上の価値を有していない樹木であっても、樹高や樹形が地域のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木も指定の対象とする。

指 定 基 準

道路や公園等の公共空間から容易に望見でき、以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木に指定する。

- ①樹高や樹形が地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- ②昔からの伝承等があり、地域の歴史的、文化的な遺産としての価値があるもの
- ③町民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの

景観重要樹木の候補

上記に示す方針や基準を満たす以下の樹木を景観重要樹木の候補とする。

中之条のサイカチ(市城)	親都神社の大ケヤキ
大岩の三叉スギ	大久保のナツグミ
駒岩のヒイラギ	中之条高校のラクウショウ
伊賀野のモミ	町田家のシイ(ちぎりいち)
林昌寺のシダレザクラ	お神明さんのサクラ
大道のシャクナゲ	疊石のモミ
岩本の糸ヒバ	沢渡のカシ
清見寺の境内木	宇妻の糸ヒバ
伊勢宮の境内木	稻裏神社の境内木
世立のしだれ栗	親都神社の境内木
しだれ桜	妙全杉